

## 広がる男性の育児休業

県内企業で男性の育児休業（育休）取得率が大きく伸びている。県が3月に公表した「令和5（2023）年度三重県内事業所労働条件等実態調査」によると、男性の育休取得率は19年度から21年度までは10%前後で推移していたが、22年度は25・7%まで急上昇した。

背景には近年の法改正がある。22年4月に企業は従業員に対して育休に関する研修の実施や相談窓口の設置といった、育休を取得しやすい雇用環境を整備することが義務付けられた。また、子どもが生まれる従業員に対して育休制度の周知や取得意向の確認がすべての企業に求められるようになり、育休取得を後押ししている。

来年4月には育休給付の給付率を引き上げる法改正も予定されている。両親がともに14日以上育休を取得するなど一定の条件を満たす場合、最大28日間を限度に給付率が引き上げられ、手取り収入の10割相当が確保されることとなる。これまで収入減への不安から育休取得をためらう人も多かったが、この改正により経済的な不安が和らぎ、育休取得を促す効果が期待される。

また、これまで男性の育休取得率の公表義務は従業員1,000人超の企業に限定されていたが、来年4月からは300人超の企業にまで拡大される。これにより、多くの企業の育休取得状況が明らかになり、企業間の取り組みの違いが見えてくることとなる。

今後、男性も含めた育休取得率は働きやすい職場選びの重要な指標となっていくだろう。これから就職を考える学生や、仕事と家庭の両立を重視する子育て世代にとって、育休が取得しやすい企業はより魅力的に映る。企業側も、優秀な人材を引きつけるために、育休をはじめとする働きやすい環境づくりに一層力を入れることが求められる。

（コンサルティング事業部 主任研究員 皆川 素一郎）